

# 明石市不妊治療ペア検査助成事業のご案内

不妊治療ペア検査を受けられたご夫婦に対し、検査に係る費用の一部を助成します。

|   |   |
|---|---|
| 受付期間  | 検査実施日の属する年度内（3月31日まで）   |
| 助成対象者<br>（①～④すべてに該当している方が対象）                                  | ① 申請時、夫婦いずれかの住所が市内にあり、検査開始時に法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦<br>② 助成対象検査開始時における妻の年齢が43歳未満である夫婦<br>③ 夫婦そろって対象となる検査を受けていること（やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が3ヶ月以内の場合は可）<br>④ 申請する検査費用について、他自治体等の助成金等の交付を受けていないこと  |
| 助成の対象となる検査  | 夫婦がそろって、令和6年4月1日以降に医療機関で受けた不妊かどうかを調べる検査のうち、保険適用外のもの<br>※ 夫婦どちらか一方が受けた検査が全て保険適用であっても、他方が保険適用外の検査を受けている場合は、保険適用外の検査のみ助成対象になります。   |
| 助成額   | 助成対象検査に要した費用の10分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、5万円を上限に助成  |
| 助成回数  | 一組の夫婦につき、1回を限度とします。<br>※ 1回助成を受けた後に再度申請しても助成できません。夫婦で一連の検査を受ける場合や検査が複数回に及ぶ場合はまとめて申請してください。  |
| 申請関係書類<br>※ 消えるボールペンでの記入は無効です<br>※ (4)(5)は、発行から3か月以内のものが有効です。 | (1) 明石市不妊治療ペア検査助成事業申請書 ※ 夫婦それぞれの自署が必要です。<br>(2) 明石市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書（医療機関が記入）<br>※ 複数の医療機関を受診し、いずれかが保険診療のみの場合も、医療機関ごとの証明書が必要です。<br>(3) 保険適用分を含む領収書（原本） ※ コピーを取った後、原本はお返しします。<br>(4) 住民票の写し（コピー不可）<br>・明石市に住民登録がある（住民票がある）場合、省略することができます。<br>・住民票は世帯全員及び本籍続柄の記載があるもの（マイナンバーの記載不要）<br>・外国籍の方や海外在住の方の場合は別途書類が必要になる場合があります。<br>(5) 戸籍謄本（原本）<br>・本籍地の市町村役所で発行されます。コピー不可。<br>・事実婚である場合は、お二人それぞれの戸籍謄本が必要です。（裏面参照）<br>(6) 事実婚関係に関する申立書【申請日時点で事実婚である方のみ】<br>(7) 振込先の預金通帳またはキャッシュカードのコピー【任意】 |
| 支給方法  | 審査の結果、承認した時は、申請受付日から翌々月の月末までに、口座振込により支給します。（事務都合により、支給日が遅くなる場合があります。）   |
| 申請方法  | 必要書類を揃えて、保健総務課へ持参、または郵送してください。<br>・不備がある場合は、全て返却し、再提出をお願いすることがあります。<br>・郵送の場合、領収書返送用の返信用封筒（なるべく簡易書留や特定記録郵便）を同封してください。郵便事故等については、当方では責任を負えません。<br>・郵送による申請日は、投函日ではなく消印日となりますのでご注意ください。   |

<<ご相談・お問い合わせ先>>

あかし保健所保健総務課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7  
電話 078-918-5414 FAX078-918-5440

<法律上の夫婦であることを証明する書類>

| 区 分                |                        | 証 明 書 類   |
|--------------------|------------------------|---|
| 法律婚で同一世帯の場合        | 夫、又は妻が世帯主の場合           | ・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）※  |
|                    | 夫、又は妻が世帯主でない場合         | ・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）※   |
| 法律婚で別世帯の場合<br>【国内】 | 夫及び妻が日本国籍を有する場合        | ・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）※<br>・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）<br>・戸籍謄本                 |
|                    | 夫、又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合 | ・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）※<br>・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）<br>・日本国籍を有する者の戸籍謄本       |
|                    | 夫及び妻が外国籍を有する場合         | ・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）※<br>・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）<br>・婚姻していることを証明する書類（日本語） |

※ 明石市の住民票の写しは省略可

<事実婚関係にある夫婦であることを証明する書類>

| 区 分    | 証 明 書 類   |
|--------|---|
| 事実婚の場合 | ・お二人の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈明石市のものは省略可〉<br>・お二人の戸籍謄本（外国籍の方は婚姻要件具備証明書）<br>・事実婚関係に関する申立書 |

※ 明石市の住民票の写しは省略可

※ 事実婚関係にある夫婦がこの申請を行う場合、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があるものとみなします。

※ 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書をお持ちの場合、事実婚関係の参考とさせていただきますが、上記の証明書類を省略することはできません。